

子どもが話した家族内の出来事を施設が福祉事務所に伝えたことは不適切であるとの申し出が 2021 年 7 月に入所者から「苦情解決実施要綱に基づく第三者委員会」に対して行われた。

この委員会は、利用者の苦情を適切に解決することを目的とし、苦情解決に社会性や客観性を持たせて適切に対応することとされている。

7月 19 日に委員会が開かれ、申出人と施設の職員双方が出席して話し合いが行われた。その中で、施設の行ったことは適切であったが、一部に配慮すべき点があったとされた。

8月 31 日に委員会から「苦情解決結果報告書」が申出人に通知されて終了した。